

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例

第1条 山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

5,950円

 を

7,020円

 に改め、同表の備考第3項中「5,950円」を「7,020円」に改める。

第2条 山形県工業技術センター手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中

3,700円
2,370円
7,750円
5,620円
3,130円

 を

3,770円
2,410円
7,900円
5,720円
3,190円

 に、

116,000円
9,870円
14,900円
15,300円

 を

118,000円
10,000円
15,100円
15,600円

 に、

1,850円
13,700円
7,060円
4,510円
5,960円
17,600円
13,100円
670円
1,640円

 を

1,880円
14,000円
7,190円
4,590円
6,070円
17,900円
13,400円
680円
1,670円

 に、

10,000円
37,700円
189,000円
97,400円
5,630円
7,020円

 を

10,200円
38,400円
193,000円
99,200円
5,730円
7,150円

 に改め、同表の

4,810円	4,900円	2,970円	3,030円
2,550円	2,600円	610円	630円
2,240円	2,280円	430円	440円
870円	880円		
5,610円	5,720円		
10,400円	10,600円		

備考第1項中「3,700円」を「3,770円」に、「290円」を「300円」に改め、同備考第2項中「14,900円」を「15,100円」に、「2,200円」を「2,250円」に改め、同備考第3項中「7,020円」を「7,150円」に、「1,130円」を「1,150円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県工業技術センターにおける受託事務の手数料について、額の適正化を図るため提案するものである。

議第69号

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例

山形県高度技術研究開発センター条例（平成6年2月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表2設備の項の表中 「9,720円」 を 「9,770円」 に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県高度技術研究開発センターの使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第70号

山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する
条例

山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例（平成24年12月県条例第89
号）の一部を次のように改正する。

第7条第7号イ中「又は短期養成課程」を「又は短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コース
に係るものに限る。以下この号において同じ。））」に改める。

第10条第4号中「者」を「者（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。））」に
改める。

第11条第7号中「省令」を「実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、省
令」に、「学位を」を「学位及び学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位
（同法に基づく専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提 案 理 由

専門課程の高度職業訓練の基準のうち職業訓練指導員の配置に係るものを変更する等のため提案
するものである。

議第71号

山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例の制定について

山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例

山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,730円」を「3,840円」に、「3,040円」を「3,130円」に、「1,510円」を「1,560円」に、「1,170円」を「1,210円」に、「590円」を「610円」に、「7,260円」を「7,480円」に、「5,070円」を「5,220円」に、「2,880円」を「2,970円」に、「1,440円」を「1,480円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県国民宿舎竜山荘の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第72号

山形県民の海・プール条例の一部を改正する条例の制定について

山形県民の海・プール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県民の海・プール条例の一部を改正する条例

山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「6,300円」を「6,500円」に、「630円」を「650円」に、「4,200円」を「4,300円」に、「420円」を「430円」に、「3,100円」を「3,200円」に、「310円」を「320円」に、「500円」を「520円」に、「340円」を「350円」に、「250円」を「260円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県民の海・プールの使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第73号

山形県県民会館条例の一部を改正する条例の制定について

山形県県民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県県民会館条例の一部を改正する条例

山形県県民会館条例（昭和39年3月県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

12,400円
1,180円

を

12,600円
1,200円

に改め、同表の備考第6項の表中

「4,730円」を「4,810円」に改め、同別表第2項の表中

1,620円
3,510円
2,630円
1,310円
970円

を

「1,650円
3,570円
2,680円
1,340円
980円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県県民会館の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第74号

山形県郷土館条例の一部を改正する条例の制定について

山形県郷土館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県郷土館条例の一部を改正する条例

山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中 「2,640円」 を 「2,680円」 に改め、同別表第2項の表中
「1,370円」 を 「1,390円」 に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県郷土館の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第75号

置賜文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について

置賜文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

置賜文化ホール条例の一部を改正する条例

置賜文化ホール条例（平成13年7月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中 「8,090円」 を 「8,230円」 に、 「1,920円」 を 「1,950円」 に

改め、同表の備考第5項第1号中「4,630円」を「4,710円」に改め、同項第4号中「730円」を

「740円」に改め、同別表第2項の表中

2,060円	2,090円
2,740円	2,790円
1,370円	1,390円
860円	870円
1,030円	1,040円

に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

置賜文化ホールの使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第76号

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和31年7月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,560円」を「1,670円」に、「2,990円」を「3,220円」に、「4,470円」を「4,840円」

に、

6,200円
2,690円

を

6,600円
2,810円

に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

家畜保健衛生所の手数料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第77号

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例

山形県漁港管理条例（昭和44年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

462円

」 を 「

470円

」 に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の山形県漁港管理条例第10条に規定する指定施設の使用の期間に係る使用料について適用する。

提 案 理 由

指定施設の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第78号

山形県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

山形県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例
山形県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和36年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中	経営体育成基盤整備事業	0.2825	を
	耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	0.20	

水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	0.275	に改める。
-----------------------	-------	-------

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後新たに着工される県営土地改良事業に係る分担金について適用し、同日前に着工された県営土地改良事業に係る分担金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

分担金徴収の対象となる県営土地改良事業を統合するため提案するものである。

議第79号

山形県森林環境譲与税基金条例の設定について

山形県森林環境譲与税基金条例を次のように制定する。

山形県森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林の整備及びその促進に関する施策並びに市町村が実施する当該施策の支援に関する施策を実施するため、山形県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県森林環境譲与税基金を設置するため提案するものである。

議第80号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

山形県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項の表の備考第2項中「1.08」を「1.1」に改め、同別表第3項の表中

710円		730円	
70円		70円	
710円	を	730円	に、「51,000円」を「52,460円」に改める。
710円		730円	
14,280円		14,690円	
1,720円		1,770円	

別表第3第1項の表悠創の丘の項中「180円」を「190円」に、「730円」を「750円」に、「410円」を「420円」に改め、同表蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの項中「10,000円」を

「10,290円」に、「20,000円」を「20,580円」に、

児童生徒等のみが 使用する場合	1日当たり 4,000円	を
--------------------	-----------------	---

「8,000円」を「8,220円」に、「2,000円」を

児童生徒等のみが 使用する場合	1日当たり 4,110円
--------------------	-----------------

「2,060円」に、

上記以外の場合	1日当たり 4,000円	を
---------	-----------------	---

に改め、同表庄内空港緩衝緑地の項中「200円」を

上記以外の場合	1日当たり 4,120円
---------	-----------------

「210円」に、「400円」を「420円」に、「1,120円」を「1,150円」に、「3,160円」を「3,250円」に、「260円」を「270円」に、「520円」を「540円」に、「1,300円」を「1,340円」に、「2,600円」を「2,680円」に改め、同表最上中央公園の項中

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 880円	を	児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 910円	に、
--------------------	----------------	---	--------------------	----------------	----

「1,760円」を「1,820円」に、「1,750円」を「1,800円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「8,770円」を「9,020円」に、「35,090円」を「36,100円」に、「440円」を「450円」に、

上記以外の場合	1時間当たり 880円	を	上記以外の場合	1時間当たり 900円	に改
---------	----------------	---	---------	----------------	----

め、同表最上川ふるさと総合公園の項中「490円」を「500円」に、「670円」を「690円」に、「19,380円」を「19,940円」に、「38,760円」を「39,880円」に、「260円」を「270円」に、「520円」を「540円」に改め、同表山形県総合運動公園の項中「1,010円」を「1,040円」に、「2,020円」を「2,080円」に、「4,040円」を「4,160円」に、「10,100円」を「10,390円」に、

「40,390円」を「41,550円」に、	1時間当たり 480円	を	1時間当たり 490円	に、
-----------------------	----------------	---	----------------	----

1時間当たり 960円	を	1時間当たり 980円	に、
----------------	---	----------------	----

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,180円	を	児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,210円	に、
--------------------	------------------	---	--------------------	------------------	----

「2,360円」を「2,420円」に、「2,370円」を「2,440円」に、「4,740円」を「4,880円」に、「11,830円」を「12,170円」に、「47,330円」を「48,690円」に、「590円」を「610円」に、

上記以外の場合	1時間当たり 1,180円	を	上記以外の場合	1時間当たり 1,220円	に、
---------	------------------	---	---------	------------------	----

「300円」を「310円」に、「600円」を「620円」に、「450円」を「460円」に、

1時間当たり 900円	を	1時間当たり 920円	に、「1,800円」を「1,860円」に、「4,490
1時間当たり 900円		1時間当たり 930円	

円」を「4,620円」に、「17,950円」を「18,470円」に、

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 220円	を	児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 230円	に、
--------------------	----------------	---	--------------------	----------------	----

「440円」を「460円」に、「1,960円」を「2,020円」に、「3,920円」を「4,040円」に、「980円」を「1,010円」に、「260円」を「270円」に、

1面1時間当たり 520円
1人1回当たり 410円
1人1回当たり 820円

を

1面1時間当たり 540円
1人1回当たり 420円
1人1回当たり 840円

に、「1,790円」を「1,840円」に、「3,580

円」を「3,680円」に、

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 520円
--------------------	----------------

を

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 530円
--------------------	----------------

に、「1,040円」を「1,060円」に、

1時間当たり 370円
1時間当たり 740円
1時間当たり 180円
1時間当たり 360円

を

1時間当たり 380円
1時間当たり 760円
1時間当たり 190円
1時間当たり 380円

に、「510円」を「520円」に、「1,020円」を

「1,040円」に、

上記以外の場合	1時間当たり 520円
---------	----------------

を

上記以外の場合	1時間当たり 540円
---------	----------------

に、

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,880円
--------------------	------------------

を

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,930円
--------------------	------------------

に、「3,760円」を「3,860円」に、「3,750円」を

「3,860円」に、「7,500円」を「7,720円」に、「18,770円」を「19,310円」に、「75,070円」を「77,220円」に、「1,410円」を「1,450円」に、「2,820円」を「2,900円」に、「1,240円」を

「1,280円」に、「2,480円」を「2,560円」に、

1時間当たり 940円
1時間当たり 1,880円

を

1時間当たり 970円
1時間当たり 1,940円

に、「620円」を「640円」に、「470円」を「480円」に、

上記以外の場合	1時間当たり 940円
---------	----------------

を

上記以外の場合	1時間当たり 960円
---------	----------------

に改

め、同表中山公園の項中「1,060円」を「1,090円」に、「2,120円」を「2,180円」に、「2,110円」を「2,170円」に、「4,220円」を「4,340円」に、「2,330円から5,510円まで」を「2,400円から5,670円まで」に、「9,330円から22,030円まで」を「9,600円から22,660円まで」に、「142,800円」を「146,900円」に、「433,500円」を「445,940円」に、「440円」を「450円」に、「880円」を「900円」に、「1,160円から2,740円まで」を「1,190円から2,820円まで」に、「350円」を「360円」に、「700円」を「720円」に、「710円から2,030円まで」を「730円から2,090円まで」に改め、同表弓張平公園の項中「260円」を「270円」に、「520円」を「540円」に、「2,040円」を「2,100円」に、「4,080円」を「4,200円」に、「1,530円」を「1,570円」に、「3,060円」を「3,150円」に、「5,100円」を「5,250円」に、「10,200円」を「10,490円」に、「230円」を

「240円」に、「460円」を「480円」に、

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 480円
--------------------	----------------

を

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 490円
--------------------	----------------

に、「960円」を「980円」に、「300円」を「310円」

に、「600円」を「620円」に、

1時間当たり 240円
1時間当たり 480円

を

1時間当たり 250円
1時間当たり 500円

に改め、同別表

第2項の表中

310円	
200円	410円

 を

320円	
210円	420円

 に改め、同表山形県

総合運動公園の項中

510円

 を

520円

 に、

420円	840円
------	------

 を

430円	860円
------	------

 に、

1,800円	
31,110円	155,550円
5,800円	9,630円
9,630円	17,280円

 を

1,850円	
32,000円	160,010円
5,970円	9,910円
9,910円	17,780円

 に、

1,460円

 を

1,500円

 に、

1,110円

 を

1,140円

 に、

630円	
	140円
	570円
	380円
	1,510円
1,000円	2,000円
420円	840円
260円	
270円	

 を

650円	
	140円
	590円
	390円
	1,550円
1,030円	2,060円
430円	860円
270円	
280円	

 に、

270円	
830円	
630円	1,260円

280円	
850円	
650円	1,300円

620円	を	640円	に、	730円		を
				660円		

750円		に、	550円	を	570円	に、
680円						

3,530円		を	3,630円		に改め、同表中山公園の項中
120円	240円			120円	250円

700円	1,410円	を	720円	1,450円	に改め、同表弓張平公園の項中
680円			700円		
290円	570円		300円	590円	
1,700円	2,120円		1,750円	2,180円	
1,430円	1,710円		1,470円	1,760円	
290円	570円		300円	590円	
1,130円	2,260円		1,160円	2,320円	
680円	1,360円		700円	1,400円	
430円	860円		440円	880円	
430円			440円		
23,460円	150,960円		24,130円	155,290円	

210円	430円
210円	430円

220円	440円
220円	440円

「390円」を「400円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の都市公園の使用の期間に係る使用料について適用する。

提 案 理 由

都市公園の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第81号

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山形県道路占用料徴収条例（昭和44年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占用の期間に係る占用料について適用する。

提 案 理 由

道路の占用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第82号

山形県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

山形県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 山形県河川流水占用料等徴収条例（平成12年3月県条例第38号）の一部を次のように改正する。
 第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1第1項の表中

3,421円	を	3,484円	に改め、同別表第3項の表
1,710円		1,741円	
1,710円		1,741円	

中「2,134円8銭」を「2,173円60銭」に、「1,067円4銭」を「1,086円80銭」に、「470円88銭」を「479円60銭」に改める。

別表第2第1項の表中

97円70銭	を	99円50銭	に改める。
137円30銭		139円80銭	
160円10銭		163円	
182円90銭		186円20銭	
232円40銭		236円70銭	
228円80銭		233円	
572円40銭		583円	
915円70銭		932円60銭	
1,373円60銭		1,399円	
1,831円50銭		1,865円40銭	

附 則

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 改正後の第2条第2項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の同条第1項に規定する占用の許可等の有効期間に係る流水占用料、土地占用料及び発電のための占用料について適用する。

提 案 理 由

流水占用料等の額の適正化を図るため提案するものである。

議第83号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について

山形県空港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

別表第1及び別表第2の備考第2項中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の備考第2項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形空港に係る着陸料を10分の1とする期間及び着陸料を徴収しない期間を延長するとともに、空港の着陸料等の額の適正化を図るため提案するものである。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「鼠ヶ関マリーナ」を「鼠ヶ関マリーナ」に、「鼠ヶ関港」を「鼠ヶ関港」に改める。

別表第1号イ酒田北港緑地、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項中「鼠ヶ関マリーナ」を「鼠ヶ関マリーナ」に改め、同項の表中

「鼠ヶ関港」を「鼠ヶ関港」に改め、同表^{岸壁}物揚場の項^{船揚場}

中「4,520円」を「4,600円」に、「2,260円」を「2,300円」に、「168円」を「171円」に、「89円」を「90円」に、「339円」を「345円」に、「509円」を「518円」に、「258円」を「262円」に、「5円9銭」を「5円19銭」に、「2円54銭」を「2円59銭」に、「6円80銭」を「6円93銭」に、「3円40銭」を「3円46銭」に、「1円69銭」を「1円72銭」に、「169円」を「172円」

に、「90円」を「92円」に、「外航船舶以外の船舶等」を「外航船舶以外の船舶等」に、
340円 346円

「556円」を「566円」に、「462円」を「470円」に、「11,340円」を「11,550円」に、「5,670円」を「5,770円」に改め、同表^{係船浮標}の項中「1円13銭」を「1円15銭」に、「56銭」を「57銭」に改め、同表^{係船くい}

「3円71銭」を「3円77銭」に改め、同表公共臨港線の項中

道走行式荷役機械の項中「33,980円」を「34,600円」に改め、同表移動式荷役機

械の項中「1,890円」を「1,920円」に改め、同表ふ頭荷さばき地の項中「11円

88銭」を「12円10銭」に、「5円92銭」を「6円2銭」に、「23円76銭」を「24円20銭」に、

「100円」を「101円」に改め、同表木材荷さばき地の項中「1,030円」を

「1,040円」に改め、同表上屋の項中「14円24銭」を「14円50銭」に、「28円50銭」を

「29円2銭」に、「42円75銭」を「43円54銭」に、「44,000円」を「44,810円」に、「1,250円」を「1,270円」に、「140円」を「142円」に、「4,810円」を「4,890円」に改め、同表野積場の項中「2円33銭」を「2円37銭」に、「1円16銭」を「1円18銭」に、「3円26銭」を「3円32銭」

に、「1円62銭」を「1円65銭」に、「4円21銭」を「4円28銭」に、「2円9銭」を「2円12銭」に改め、同表船舶給水施設の項中「550円」を「561円」に、「803円」を「818円」に、「706円」を「719円」に、「1,024円」を「1,043円」に改め、同表廃油処理施設の項中「2,100円」を

「2,140円」に改め、同表廃棄物選別施設の項中

「139円」を「141円」に

改め、同号口酒田北港緑地の項の表中「2,400円」を「2,440円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「590円」を「600円」に改め、同号ハ第1酒田プレジャーボートスポットの項の表及び同号ニ第2酒田プレジャーボートスポットの項の表中「133円」を「135円」に、「650円」を「662円」に改め、同号ホ加茂港緑地の項の表中「820円」を「830円」に改め、同号へ鼠ヶ関マリーナの項中

「鼠ヶ関マリーナ」を「鼠ヶ関マリーナ」に改め、同項の表^{棧橋}浮棧橋^{物揚場}の項中「640円」を「650円」

に、「800円」を「810円」に、「910円」を「920円」に、「1,040円」を「1,050円」に、「690円」を「700円」に、「850円」を「860円」に、「960円」を「970円」に、「1,120円」を「1,140円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「1,210円」を「1,230円」に、「1,380円」を「1,400円」に改め、同表船舶保管施設の項中「1,280円」を「1,300円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「2,420円」を「2,460円」に、「12,210円」を「12,430円」に、「2,920円」を「2,970円」に、「14,640円」を「14,910円」に、「3,410円」を「3,470円」に、「17,090円」を「17,400円」に、「3,890円」を「3,960円」に、「19,530円」を「19,890円」に、「1,210円」を「1,230円」に、「6,090円」を「6,200円」に、「12,700円」を「12,930円」に、「3,160円」を「3,210円」に、「15,260円」を「15,540円」に、「3,650円」を「3,710円」に、「17,830円」を「18,160円」に、「4,140円」を「4,210円」に、「20,390円」を「20,760円」に、「1,330円」を「1,350円」に、「6,340円」を「6,450円」に、「3,070円」を「3,120円」に、「15,420円」を「15,700円」に、「3,790円」を「3,860円」に、「18,520円」を「18,860円」に、「4,390円」を「4,470円」に、「21,620円」を「22,020円」に、「4,970円」を「5,060円」に、「24,690円」を「25,140円」に、「1,530円」を「1,550円」に、「7,710円」を「7,850円」に改め、同表船揚場の項中「600円」を「610円」に、「910円」を「920円」に、「1,090円」を「1,110円」に、「1,310円」を「1,330円」に改め、同表港湾管理事務所の項中「1,130円」を「1,150円」に、「1,200円」を「1,220円」に改め、同別表第2号の表港湾施設の項中「5,580円」を「5,680円」に改め、同表港湾施設用地の項中「鼠ヶ関港」を「鼠ヶ関港」に改める。

附 則

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条第8号の改正規定及び別表の改

正規定（「鼠ヶ関マリーナ」を「鼠ヶ関マリーナ」に改める部分、

「鼠ヶ関港」を

「鼠ヶ関港」

に改める部分及び「鼠ヶ関港」を「鼠ヶ関港」に改める部分に限る。）

は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の港湾施設の使用の期間に係る使用料について適用する。

提 案 理 由

港湾施設の使用料の額の適正化を図る等のため提案するものである。

議第85号

山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例の制定について

山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県ふるさと交流広場条例の一部を改正する条例

山形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。
第10条第2項中「720円」を「740円」に改める。

別表中	「	360円	「	370円	を に改める。
		720円		740円	
		200円		210円	
		460円		470円	
		100円		100円	
		200円		210円	
	」		」		

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県ふるさと交流広場の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第86号

米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例の制定について

米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

米沢ヘリポート条例の一部を改正する条例
米沢ヘリポート条例（平成3年12月県条例第76号）の一部を次のように改正する。
別表中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

米沢ヘリポートの着陸料等の額の適正化を図るため提案するものである。

議第87号

山形県海浜公園条例の一部を改正する条例の制定について

山形県海浜公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県海浜公園条例の一部を改正する条例

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「720円」 を 「730円」 に改める。

別表第2中 「820円」 を 「830円」 に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県海浜公園の使用料の額等の適正化を図るため提案するものである。

議第88号

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例
 山形県立学校施設使用料条例（昭和39年10月県条例第71号）の一部を次のように改正する。
 本則の表中備考以外の部分を次のように改める。

区 分		使用料の額
体育館 柔剣道場 講堂 会議室	330平方メートル未満	950円
	330平方メートル以上 660平方メートル未満	1,920円
	660平方メートル以上 990平方メートル未満	3,860円
	990平方メートル以上	5,800円
教室	1 室	340円
弓道場 相撲場		950円
屋外運動場	グラウンド	1,920円
	テニスコート	1 面 590円
プール		1,920円
宿泊施設	宿泊を伴わない場合 1 室	340円
	宿泊を伴う場合	700円

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

県立学校の施設の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第89号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（常勤の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務職」という。）を占める者に限る。）」を削る。

第3条第2項中「で短時間勤務職」を「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の3の次に次の1条を加える。

（非常勤職員の勤務時間及び休暇等）

第17条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇等は、県教育委員会が県人事委員会と協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第31条の表中「で短時間勤務職」を「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職」に、「並びに第9条第1項第1号」を「、第9条第1項第1号並びに第17条」に改める。

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、非常勤職員の勤務時間及び休暇等について定める等のため提案するものである。

議第90号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例(昭和31年9月県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない期間」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき県教育委員会が定める任期」とする。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和40年3月県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の」と、「3年に」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に」とする。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の休職の期間を定める等のため提案するものである。

議第91号

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「」を」を「」（臨時又は非常勤の職の者を除く。）を」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計
市町村立学校	人 5,789	人 341	人 61	人	人	人 356	人	人 16	人 6,563
県立中学校	17	1				1		1	20
県立特別支援学校	803	26		79	23	50		65	1,046
県立高等学校	1,829	52			151	153	13	114	2,312

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童及び生徒並びに学級の数の変動等に伴い、学校職員の定数を変更する等のため提案するものである。

議第92号

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の制定について

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

620円
1,100円

を

630円
1,120円

に改め、同別表第2項の表中

「630円」を「640円」に、「2,530円」を「2,570円」に、「1,310円」を「1,330円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

青少年教育施設の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第93号

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中 「特別会議室」 を 「第6研修室」 に、

6,160円	8,800円	9,240円	を	6,270円	8,960円	9,400円	に、
2,630円	3,760円	3,940円		2,670円	3,820円	4,010円	
1,450円	2,080円	2,180円		1,470円	2,110円	2,210円	

510円	730円	760円	を	1,420円	2,030円	2,130円	に、
510円	730円	760円		800円	1,150円	1,200円	
1,310円	1,880円	1,970円		520円	750円	780円	
3,510円	5,020円	5,270円		510円	740円	770円	

1,160円	1,670円	1,750円	を	1,190円	1,700円	1,780円	に改
1,200円	1,720円	1,800円		1,220円	1,750円	1,830円	

め、同別表第2項の表中 「

3,350円
1,030円

」 を 「

3,410円
1,040円

」 に、 「

3,660円

」 を

「

2,110円

」 に、 「

14,500円

」 を 「

14,700円

」 に改め、同別表の備考第5項中「650円」を「660円」に改め、「及び特別会議室」を削り、「250円」を「260円」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1項の表の改正規定

(「特別会議室」 を 「第6研修室」 に改める部分及び

510円	730円	760円
510円	730円	760円
1,310円	1,880円	1,970円
3,510円	5,020円	5,270円

を

1,420円	2,030円	2,130円
800円	1,150円	1,200円
520円	750円	780円
510円	740円	770円

に改め

る部分を除く。)、同別表第2項の表の改正規定(「3,660円」 を 「2,110円」 に改める

部分を除く。)及び同別表の備考第5項の改正規定(「及び特別会議室」を削る部分を除く。)は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県生涯学習センターの改修に伴い使用料の額を改定するとともに、当該施設の使用料の額の適正化を図る等のため提案するものである。

議第94号

山形県体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

山形県体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県体育施設条例の一部を改正する条例

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「1,830円」を「1,860円」に、「3,660円」を「3,730円」に、「7,320円」を「7,460円」に、「19,500円」を「19,860円」に、「78,400円」を「79,850円」に、

「1時間当たり 900円」を「1時間当たり 920円」に、「1,810円」を

「1,840円」に、「220円」を「230円」に、「3,620円」を「3,690円」に、「9,900円」を「10,080円」に、「39,600円」を「40,330円」に改め、同項第2号の表中「650円」を「660円」に、「1,310円」を「1,330円」に、「2,630円」を「2,680円」に、「3,840円」を「3,910円」に、「7,690円」を「7,830円」に、「220円」を「230円」に改め、同項第3号の表中「780円」を「790円」に、「1,560円」を「1,590円」に、「3,120円」を「3,180円」に、「16,000円」を「16,300円」に、「64,200円」を「65,390円」に、「220円」を「230円」に改め、同別表第2項の表中

児童生徒等が使用する場合	360円	
上記以外の場合	490円	
	270円	720円
	380円	720円
	170円	310円
	450円	1,220円
	760円	2,010円
	270円	960円

を

児童生徒等が使用する場合	370円	
--------------	------	--

上記以外の場合	500円	
	280円	730円
	390円	730円
	170円	320円
	460円	1,240円
	770円	2,050円
	280円	980円

に改め、同別表第3項の表中

4,180円
2,500円
1,250円
620円
1,560円
620円

を

4,260円
2,550円
1,270円
630円
1,590円
630円

に、

730円
40円
510円
9,950円
240円
430円

を

740円
40円
520円
10,130円
250円
440円

に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

体育施設の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第95号

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例

山形県警察職員定数条例（昭和32年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「以下」を「臨時又は非常勤の職の者を除く。以下」に改める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

提 案 理 由

臨時の職の者を定数外の職員とする等のため提案するものである。

議第96号

山形県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

山形県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

山形県工業用水道料金徴収条例（昭和46年3月県条例第21号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 平成31年10月1日前から継続して供給している工業用水に係る料金で、同日から同月31日までの間の最初の検針日に係るものについては、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

工業用水道の料金を改定するため提案するものである。

議第97号

山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例の制定について

山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例

山形県水道用水料金条例（昭和57年12月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

水道用水の料金を改定するため提案するものである。

議第98号

山形県立病院料金条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立病院料金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立病院料金条例の一部を改正する条例

山形県立病院料金条例（平成14年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。
別表保険診療以外の療養等の項中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

県が設置する病院の料金の額の適正化を図るため提案するものである。